

上三川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

上三川町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状

2. 目標

3. 計画の期間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条に基づき策定するものである。教職員が心身ともに健康で、いきいきとやりがいを持ちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができる環境を整備し、本町における教育の質の向上を図ることを目的とする。

(2) 本町の現状

本町においては、教育職員の時間外在校等時間の状況について、現状（令和6年度）は以下の通りであった。

	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	34%	2%
中学校	39%	4%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が全体で36%と多くなっており、特に中学校においては部活動の指導等の業務の負担が大きくなっていることが課題として認識される。これらの業務負担の軽減を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成を目指す目標を以下のとおり設定する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標（必須記載事項）

各教育職員の時間外在校等時間が、国の指針で定める上限時間（1箇月45時間、1年間360時間）の範囲内となることを目指し、以下の数値目標を設定する。

- 1箇月の時間外在校等時間が45時間を上回る教職員の割合を0%にすること。
- 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすること。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、以下の目標を設定する。

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【令和6年度：9.9%】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。これは、給特法改正及び国指針改定の趣旨を踏まえ、本町の次期学校教育推進計画等とも整合しながら働き方改革を推進していくためである。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、以下の措置に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

国の指針等で示されている「業務の3分類」について、優先的・重点的に取り組む事項を記載する。

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り活動等（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守り活動に委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて関係者間で認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・給食費等の学校徴収金について、徴収手続き等の精査を進め、事務負担を軽減する。

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応（「3分類」⑤関係）

- ・町長部局や県教育委員会と連携して、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・調査内容や回答方法を精査し、学校の事務負担を軽減する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

イ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・計画期間中に、原則、休日の部活動の地域展開を各学校における全ての部活動で実現する。
- ・平日の部活動について、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進めつつ、地域展開を可能な範囲で実現する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能やICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・教育委員会主催の研修会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する内容を意図的に取り入れることで、適切な役割分担のもと支援できる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを行う。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の外部対応を抑制するため、留守番電話や自動応答機能の活用を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超え、かつ高ストレス判定を受けた教職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・教職員が年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるような取組を推進する。
- ・各学校における定時退勤日の設定を推奨していく。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、以下の取組を行う。

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、上三川町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、勤務管理システムで把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・教育委員会及び各学校は、保護者、地域の理解を促進するため、本町及び各学校の取組の周知につとめ、協力を得られるよう取り組む。